17 ...



令 和 3 年 6 月 3 O 日中 部 地 方 整 備 局港 湾 空 港 部四 日 市 港 湾 事 務 所

津松阪港海岸(阿漕浦・御殿場工区)の「海岸協力団体」を指定

中部地方整備局港湾空港部では、津松阪港海岸の国土交通省施行区間において、「海岸協力団体制度」に基づいた公募を令和3年1月~2月に行いました。今回の公募で申請があった下記1.の団体を、令和3年7月1日付けで海岸協力団体に指定します。

記

1. 指定団体について

団体の名称	活動内容と場所
津市育生地区自治会連合会	海岸の清掃
	阿漕浦海岸

2. 指定証交付式について

指定証交付式を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮し、当面の 間延期とさせていただきます。

3. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、中部専門記者会、三重県政記者クラブ、津市政記者クラブ、 港湾新聞社、港湾空港タイムス、日本海事新聞社、海事プレス、マリタイムデーリーニュース

※「海岸協力団体」とは

海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。詳細は別紙を参照ください。

【問い合わせ窓口】

国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所 津松阪港事務所 相田・青柳

TEL 059-213-3880 FAX 059-213-3884

「海岸協力団体」とは

マ海岸協力団体とは

- □ 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- □ 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に 根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐に わたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸協力団体の活動事例







海浜植物の植栽・保護

海岸管理者 (都道府県等)





法人または団体 (NPO等)

自発的活動



海岸 P R 活動 (水鉄砲大会)

海岸法 第23条の4 (海岸協力団体の業務)

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を 行うものとする。

- 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。



※国土地理院地図(電子国土WEB)(https://maps.gsi.go.jp)をもとに中部地方整備局四日市港湾事務所作成

∨海岸協力団体に指定されると?

- □ 海岸協力団体としての活動に必要な占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者との情報交換が容易になるとともに、法律上位置付けられた団体となることで 社会的信用が向上し、円滑な活動につながることが期待されます。